

第1章 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

◆ 策定趣旨

大規模な震災により庁舎等が被災した場合でも、区の行政機能低下を最小限に留め、部署を越え、限られた物資・人員で「やらなければならない業務」を実施できる全庁的な体制構築を目的とする。

◆ 基本方針

江戸川区地域防災計画を補完する職員の実行計画とする
区に最も甚大な被害をもたらす地震を想定

発災後から1週間以内に着手すべき災害時優先業務を時系列で選定
選定した業務に迅速に対応できるよう、職員の参集体制を見直す
ライフライン被害を想定し紙ベース対応等の代替手段を整備する
協定団体及び指定管理者等との連携体制の強化を図る
各部署が主体的に行動できるマニュアルを整備
各部署は訓練によるマニュアルの継続的改善と職員の役割周知を図る

第2章 被害想定

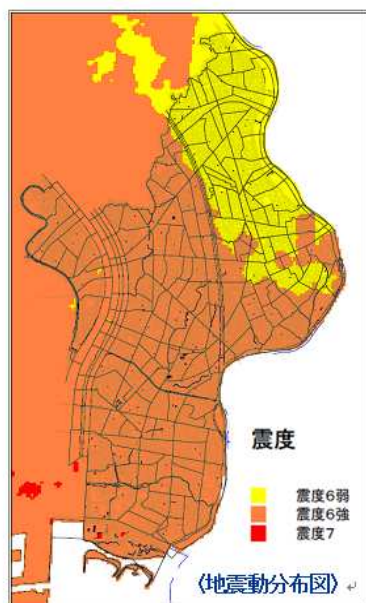
◆ 想定する地震

「東京湾北部地震（首都直下地震）」
東京湾北部を震源とするM7.3の地震
震度6弱～7 冬18時 風速8m/s

◆ 想定概要

物的・人的被害

建物全壊:8,744棟
焼失:13,910棟
死者:600人(要配慮者401人)
負傷者:7,706人(重症者1,209人)
震災廃棄物予測:340万トン



ライフライン被害

停電率:25.2%(7日間) 電話不通率:11.6%(14日間)
水道断水率:72.5%(30日間) ガス支障率:68.8%(60日間)
下水道被害率:27.4%(30日間) 括弧内は想定支障日数

まちの状況

日数	主なまちの状況
1日 (発災直後)	複数火災、交通マヒ、帰宅困難者発生、情報の混乱、救出救護活動、負傷者対応、避難所開設、安否確認
2～3日	救出救護活動、避難所生活開始、道路啓開活動
4日～1週間	救援物資到着、避難所生活の本格化、がれき等発生

第3章 計画の対象となる災害時優先業務

◆ 災害時優先業務の選定

発災後1週間以内(特別非常配備態勢時)に着手すべき業務として、優先度の高い災害応急業務及び通常業務を選定した。
その他の業務については組織態勢が整い次第、順次実施していく。

選定基準	(1) 区民の生命や重大な安全にかかわる業務 (2) 区民生活を支えるために不可欠な業務 (3) 業務の基盤となる事業(基幹業務)	
業務の種類		
災害時優先業務	通常業務(内数)	23件
	災害応急業務(内数)	60件
非常配備態勢移行後に実施する業務		83件
全抽出業務		749件
		832件

◆ 災害時優先業務時系列一覧及び主な担当部署

災害時優先業務の着手時期(少人数でも業務に着手する時期)及び稼働期(必要人員を確保し業務を本格稼働する時期)を設定した。
各業務の担当職員はこれに基づいて業務を実施するよう努める。

< 災害時優先業務時系列一覧(一部抜粋) >

業務名	種別(災・通)	着手時期				稼働期			主な担当部署
		1時間	3時間	2日間	4日間	1週間	2週間	3週間	
災害対策本部の設置・運営	災	→							災害対策本部・地域拠点部会
給水所及び応急給水槽による給水	災			→					総務部
死亡届・火葬許可に関すること	通				→				生活振興部
応急仮設住宅建設	災					→			総務部・都市開発部・生活振興部

第4章 業務執行体制の確保

◆ 人員体制の確保

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、特別非常配備態勢として職員はあらかじめ定められた場所に自主参集する。

< 参集場所の決定基準 >

住所要件(居住地に基づく)	対策拠点の開設(災害対策本部、地域拠点、緊急医療救護所、避難所、地域内輸送拠点、災害ボランティアセンター)
職務要件(スキルに基づく)	専門的な対策(対策拠点運営、地域内輸送拠点、戸籍、施設点検、道路啓開、危険物管理、遺体収容所、議会対応など)

職員参集調査に基づく参集見込み人員

想定し得る最も厳しい条件で参集調査を実施。(橋梁被害で区外在住者は3日間参集不可、自宅の耐震性及び家族等の事由を考慮。)

■ 区職員(全3,536人)

参集時間	1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間
人数(人)	775	1,122	1,352	1,353	1,353	2,383
参集率(%)	21.9	31.7	38.2	38.3	38.3	67.4

■ 教職員(全2,826人)…勤務する区立小・中学校に参集

参集時間	1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間
人数(人)	17	314	418	442	442	1,440
参集率(%)	0.6	11.1	14.8	15.6	15.6	51.0

課題と今後の取り組み

- (1) 家庭の震災対策…職員個人の対策推進と防災意識の向上
- (2) 人員配置の適正化…業務の専門性を考慮した人員配置の見直し
- (3) マニュアルの整備…人員不足を考慮した業務手順・内容の整理

◆ 業務執行環境の確保

< 業務執行環境に関する課題と対応策 >

主な課題	対応策
執務スペースの確保	什器等転倒防止、ガラス飛散防止、代替施設使用
停電、断水	非常用電源の確保、災害用トイレの備蓄
通信・システム被害	無線操作の習熟、紙媒体の保管、手処理の整理
資機材・用品の確保	調達業者との連携強化、必要品の備蓄
職員用の食料確保	組織及び個人での備蓄促進、流通備蓄の確保

◆ 協定団体及び指定管理者等との連携

協定団体との連携については、業務の担当部署が平常時から連絡先等を確認し、実行力のある態勢を構築していく。
区施設の指定管理者等の災害対応については、区職員に準じるよう、契約内容及び対応態勢を整備する。

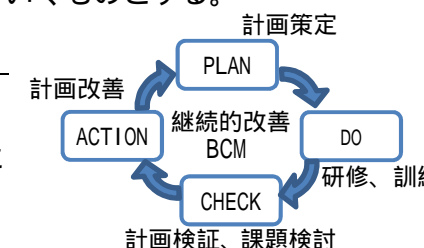
第5章 計画の推進

◆ 計画的訓練・研修の実施

各部署は計画的に訓練及び研修を実施し、職員全員が個々の役割を認識した実践的な態勢を構築していくものとする。

◆ 継続的改善

訓練等で抽出した課題をもとに、本計画の継続的改善を行うとともに各活動マニュアルの充実を図る。



資料 27

■災害時優先業務時系列一覧

業務名	種別 (災・通)	最優先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	主な担当部局 (災害対策本部設置時の組織名)
		(○)	1時間	3時間	2時間	4時間	3日	1週間	2週間	3日		
初動対応												
1 施設利用者及び避難者の安全確保 (※開館施設に限る)	災	○→										施設を保有する全部署
2 区本庁舎・各施設の安全確認	災	○→										総務部・都市開発部・ 施設を保有する全部署
3 災害対策本部の設置・運営	災	○→										災害対策本部開設・運営職員
4 地域拠点の開設・運営	災	○→										地域拠点開設・運営職員
5 避難所の開設・仮運営	災	○→										避難所開設職員
6 緊急医療救護所開設、 初動医療体制の確保	災	○→										健康部・ 緊急医療救護所開設職員
7 被害状況に関する情報収集・共有	災	○→										全部署共通
8 各部本部の設置・運営	災	○→										各部本部立ち上げの必要な 部署
9 報道対応 (※初動期の対応はNo.3に含まれる)	通	○→										広報部
10 東京都及び防災関係機関との 連携に関する事	災	○→										災害対策本部
11 自衛隊の災害派遣要請に関する事	災	○→										災害対策本部
12 区民への災害情報の広報 (※初動期の対応はNo.3に含まれる)	災	○→										広報部
13 家屋被害概況調査	災	○→										都市開発部
14 情報機器の動作確認及び復旧	災	○→										災害対策本部(DX推進課)
15 遺体収容所の開設・運営	災	○→										福祉部・生活振興部・ 文化共育部
16 各施設内の状況確認	災	○→										施設を保有する全部署
17 災害対策本部と区議会災害対策本部と の情報連携	災	○→										渉外部(区議会事務局)
18 医薬品・資機材の確保	災	○→										健康部
19 個別支援計画による安否確認	通	○→										健康部
20 区福祉・保育施設等の通所者・ 子どもの引き渡し(※土曜日に限る)	通	○→										福祉部・子ども家庭部
21 一時滞在施設の確保・開設	災	○→										文化共育部・生活振興部・ 教育部
22 帰宅困難者の誘導	災	○→										文化共育部・生活振興部・ 教育部

業務名	種別 (災・通)	優先度									主な担当部局 (災害対策本部設置時の組織名)		
		最優先 (○)	1時間	3時間	1時間	2時間	4時間	3日	1週間	2週間		30日	
23 道路障害物除去、 陥没復旧等の応急作業	災												土木部
24 施行中工事現場の安全確認と 応急処置	通												都市開発部・土木部
25 毒劇物衛生指導	通												健康部・環境部 (衛生監視職員)
26 給水所及び応急給水槽による給水	災												総務部
27 遺体収容所関連資器材・要員の確保	災												福祉部・生活振興部・ 文化共育部
28 遺体調査、検案に関すること	災												福祉部・生活振興部・ 文化共育部
29 選挙管理委員会の運営 (※選挙期間のみ)	通												渉外部(選挙管理委員会)
30 避難所の要配慮者の状況把握	災												福祉部・子ども家庭部・健康部・ 避難所開設職員
31 要配慮者受入れのための医療機関 との調整	災												福祉部・健康部
32 避難行動要支援者の安否確認	通												福祉部・健康部
33 食料・物資供給計画の作成	災												産業経済部
34 食料・物品等の確保 (食料・物資、輸送車両・人員、燃料)	災												災害対策本部・産業経済部
35 地域内輸送拠点の設置・運営 (救援物資の受入れ態勢)	災												産業経済部
応 急 対 応													
36 住民情報システムの被害調査と復旧	通												災害対策本部(DX推進課)
37 避難所補完施設の開設	災												災害対策本部・生活振興部・ 避難所開設職員
38 避難所運営組織の設置	災												避難所開設職員
39 避難所運営支援	災												生活振興部・教育部
40 化学物質取扱事業所調査	通												環境部・健康部 (衛生監視職員)
41 江戸川区災害ボランティアセンター との連携	災												災害対策本部・ ボランティアセンター派遣職員
42 死亡届・火葬許可に関すること	通												生活振興部
43 火葬業務	災												文化共育部・生活振興部・ 福祉部
44 戸籍届(出生等)の受理に関すること	通												生活振興部
45 他自治体応援職員の要請に関すること	通												災害対策本部・総務部

業 務 名	種別 (災・通)	最優先 (○)	スケジュール									主な担当部局 (災害対策本部設置時の組織名)	
			1時間	3時間	1時間	2時間	4時間	3日	1週間	2週間	30日		
46 福祉避難所の開設・運営	災												災害対策本部・福祉部
47 福祉避難所への移送調整	災												福祉部
48 帰宅支援情報の収集及び提供	災												広報部・都市開発部
49 避難所給水拠点の設置・運営	災												総務部
50 端末等の被害調査	災												災害対策本部(DX推進課)
51 ごみ・し尿収集・運搬体制の構築	通												環境部
52 区民相談窓口の設置	災												広報部・生活振興部
53 義援金の受入れ	通												総務部・生活振興部
54 現金・有価証券の出納保管	通												総務部(会計課)
55 災害保健活動 (健康相談・こころのケア)	通												健康部
56 建物の応急危険度判定に関すること	災												都市開発部
57 コールセンターの設置	災												広報部
58 避難所への救援物資搬送	災												生活振興部
59 炊き出しの手配	災												生活振興部
60 感染症患者発生に関すること	通												健康部
61 ごみ・し尿の収集・運搬	通												環境部
62 衛生対応(防疫対策・動物対策)	災												健康部
63 帰宅困難者への帰宅促進	災												文化共育部・生活振興部・ 教育部
64 徒歩帰宅困難者への支援	災												文化共育部・生活振興部・ 教育部
65 帰宅困難者代替輸送の支援	災												都市開発部・文化共育部・ 生活振興部・教育部
66 帰宅困難者一時滞在施設の閉鎖	災												文化共育部・生活振興部・ 教育部
67 保育体制の確保	通												子ども家庭部
68 応急仮設住宅建設	災												総務部・都市開発部・ 生活振興部
69 一時提供住宅(みなし仮設)の確保	災												総務部・都市開発部・ 生活振興部

業 務 名	種別 (災・通)	最優先										主な担当部局 (災害対策本部設置時の組織名)	
		○	1時間	3時間	1時間	2時間	4時間	3日	1週間	2週間	30日		
復旧対応													
70 住家被害認定調査	災										→		都市開発部・生活振興部
71 他自治体応援職員の受入れ及び調整	通										→		災害対策本部・総務部
72 食料・物資の安定供給	災										→		産業経済部
73 がれき処理に関すること	災										→		環境部・土木部
74 避難所閉鎖・移転	災										→		教育部・文化共育部・生活振興部
75 教育活動の再開	通										→		教育部
76 指定金融機関との連絡調整、 審査・出納事務、公金の支払い	通										→		総務部(会計課)
77 義援金の配分	通										→		総務部
78 福祉サービス及び保育園等の再開	災										→		福祉部・子ども家庭部
79 身元不明遺骨の保管	災										→		文化共育部・生活振興部・福祉部
80 罹災証明書発行	災										→		都市開発部・生活振興部
81 住家被害認定二次調査	災										→		都市開発部・生活振興部
82 応急仮設住宅への入居者の 募集・選定	災										→		総務部・都市開発部・生活振興部
83 応急仮設住宅入居者の生活支援 に関すること	災										→		総務部・都市開発部・生活振興部

地区防災計画策定地区

地区居住者等が自助・共助の観点から地域の防災力向上のために策定した地区防災計画については以下のとおり。

区は、江戸川区地域防災計画と当該計画の連携に基づく防災活動により、地域の防災力の効果的な向上を図るものとする。

地区防災計画策定地区

自主防災組織名	計画策定日	防災会議承認日
新二之江町会	平成30年5月7日	平成30年7月5日
西小岩六軒島町会	平成31年1月28日	令和元年7月3日
アリーナコースト管理組合	令和3年4月11日	令和3年11月15日
谷河内南町会	令和3年8月1日	令和3年11月15日

江戸川区 水害ハザードマップ

洪水・高潮

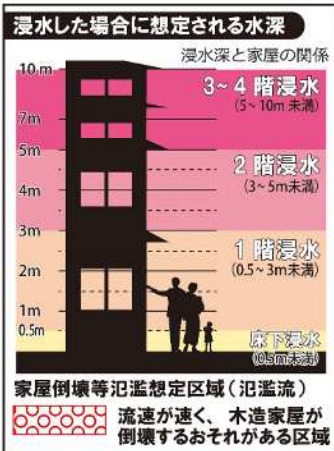
今までに経験したことがないような
大規模な水害が発生したら
どうなる？

浸水の深さ

想定最大規模

浸水の時間

想定最大規模



1~2週間以上
浸水が続く
長いところでは
2週間以上



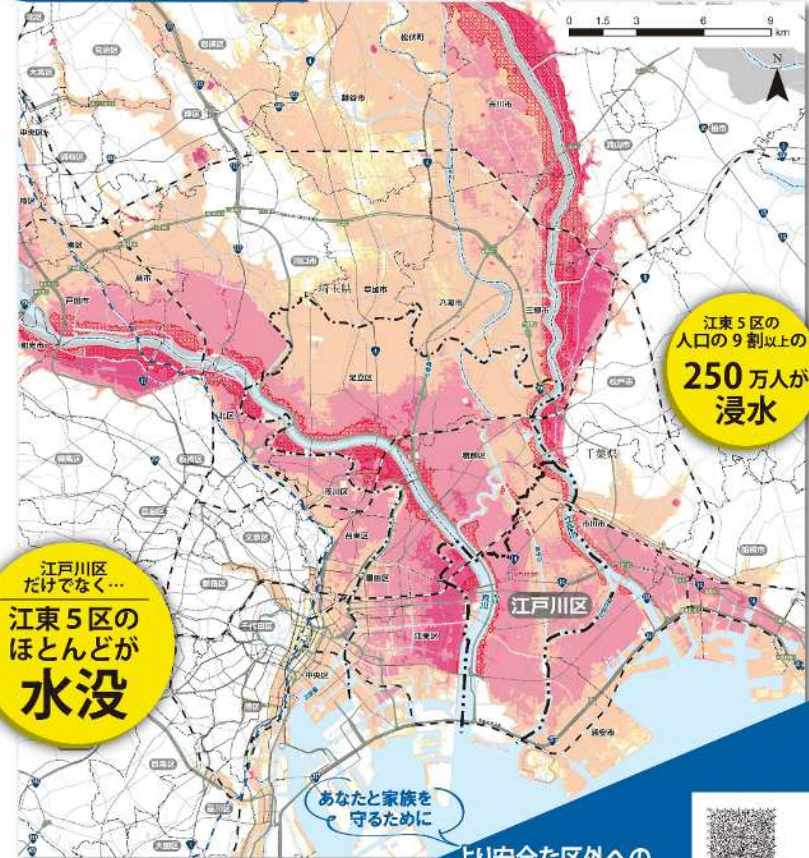
江戸川区の
ほとんどが
水没



江戸川区周辺の 浸水の深さ

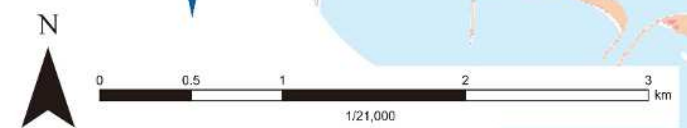
想定最大規模

- 凡例
- 消防
 - 警察
 - アンダーパス
 - 水位観測所
 - 地域気象観測所
- 避難先種別
- 地域防災拠点
 - 区内や区周辺の水害が発生しても浸水しない安全なところ
 - すべての階が使える待避施設 (小中学校等)
 - 2階以上が使える待避施設 (小中学校等)
 - 3階以上が使える待避施設 (小中学校等)
- 待避施設 (小中学校等)
- 避難する時間がない場合や避難に困難を要するなど、やむを得ない場合に緊急避難する施設。浸水により使用不可能な階層やライフラインの停止など、避難後の生活に支障をきたす場合があります。



このハザードマップは、以下の図の最大値を表示したものです。

- 荒川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)
- 荒川の3河川合流点 (荒川、荒川本流、荒川下流) 付近
- 江戸川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)
- 荒川の1号上流堤防 (荒川本流、荒川下流) 付近
- 高潮浸水想定区域図 (想定最大規模)
- 中川・綾瀬川流域洪水予報区域図 (想定最大規模)



内水 氾濫が発生した場合

浸水 深さ

1時間先までの危険度を確認

大雨警報(浸水害)の危険度分布



大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、区内のどこで危険度が高まっているかを確認できます。

- 凡例**
- 消防
 - 警察
 - アンダーパス
 - 土のうステーション(R5.1時点)
 - 水位観測所
 - 地域気象観測所



大雨のときは通行を避けましょう。



どなたでも自由に土のうを取り出すことができます。

詳しくは P.35 に掲載

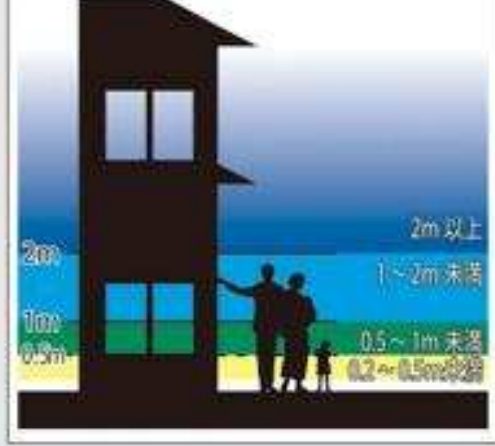
内水浸水予想区域図

この浸水予想区域図は、中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図と江東内部河川流域浸水予想区域図の結果を重ね合わせたものです。
※一部修正を加えています

中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図
作成年月日：平成 18 年 6 月 9 日
江東内部河川流域浸水予想区域図
作成年月日：平成 16 年 5 月 26 日

対象降雨：平成 12 年 9 月東海豪雨(総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)
作成主体：都市型水害対策連絡会
URL <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp>

浸水深



音声コード掲載

